

環境省資料

平成28年3月31日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

一般廃棄物処理施設(ごみ焼却処理施設)における取組①

○優先的検討に関する取組

- 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日)(民間資金等活用事業推進会議決定)について、地方公共団体の一般廃棄物部局への周知を行った(平成28年1月)。

○一般廃棄物の処理に関する事業におけるPFIの活用

- 市町村等が行う一般廃棄物の処理に関する事業におけるPFIの活用については、民間の創意工夫によるコスト縮減、公的負担の軽減を図るため、廃棄物の適正処理に関する法定計画等において、以下のとおり位置づけている。

【**廃棄物処理法に基づく基本方針**】(平成28年1月環境省告示)

「(市町村は、)一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFIの活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努める」

【**廃棄物処理施設整備計画**】(平成25年5月閣議決定)

「必要に応じて、PFI等の手法により、施設設計の段階から民間活力を活用し、社会経済的に効率的な事業となるよう努める」

○具体的取組

市町村等が行う一般廃棄物の処理に関する事業は、基本的にアクションプランにおける「(4)その他の事業類型」に該当するものであり、施設の集約化を含む広域的な取組の促進や、民間事業者の活用といった、適正かつ効率的な処理体制の確保に向けた処理施設の整備の推進により、民間の創意工夫によるコスト縮減や既存施設の有効活用、公的負担の軽減を図ることが可能と考えられる。

【**廃棄物処理法に基づく基本方針**】(平成28年1月環境省告示)

• 広域的な取組の促進

「市町村は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図る」

• 民間事業者の活用

「市町村は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付ける」